

論文の内容の要旨

論文題目 **障害者の雇用と所得保障－フランス法を手がかりとした基礎的考察－**

氏 名 永 野 仁 美

【はじめに】

日本では、2005年に成立した障害者自立支援法を契機として、障害者に対する所得保障の在り方に対する関心が、政府や関係者の間で高まることとなった。

2005年の障害者自立支援法は、障害福祉サービスの一元化や、障害福祉サービスの利用に係る手続きや基準を明確化したことでも重要であるが、とりわけ、障害福祉サービスにかかる費用を皆で負担し支え合う仕組みを強化したことで重要なものであった。特に、障害者自身がサービスを利用したときに支払わなければならない自己負担について、従来の応益負担に代えて、応益負担を導入したことには、大きな社会的関心が集まった。これにより、障害者は、サービスの利用の「量」に応じて、その利用料を支払わなければならなくなったからである。しかし、この自己負担の在り方の変更には、多くの障害当事者から批判がなされることとなった。そして、その批判の中には、障害者に対する「所得保障」も不十分な状況の中で、障害者に対し応益負担を課して良いのかというものもあった。

そこで、本論文では、障害者に対する所得保障の在り方について、障害に起因して生じる特別な費用のことも勘案しながら、比較法の観点から検討を試みることにした。

【比較対象国：フランス】

比較対象国としては、フランスを選択した。

フランスでは、2005年に大きな障害者関連諸政策の大改革がなされたところであった。同法改正がなされた背景には、2000年に出されたペリュシュ判決（医師・検査機関の誤診のために、

先天性障害を持って生まれてきた子どもの医師・検査機関に対する損害賠償請求を認めたもの)の影響があった。ペリュシュ判決は、フランス社会に非常に大きな衝撃を与えたが、それと同時に、このような判決が出てこざるを得ないような障害者に対する施策の不十分性が、フランス社会全体で、認識されるようになった。こうした背景の中で実施された、2005年法改正から学ぶところは、非常に大きいと言うことができよう。

【検討範囲】

本論文では、「障害者に対する所得保障の在り方」を考察するにあたり、社会保障制度による所得保障だけでなく、広く、就労機会の付与を通じた所得保障（すなわち、就労所得保障）も、検討することとした。「障害者に対する所得保障の在り方」を考えるにあたっては、社会保障制度による所得保障（主として、年金制度）の検討だけでは不十分であり、障害者に対する雇用機会の保障を通じた就労所得保障も、重要であろうと考えたからである。

また、障害に起因して発生する特別な費用の補償方法についても、検討することとした。障害に起因する特別な費用によって、障害者の所得水準が下がることがないよう、配慮する必要があると考えたからである。また、本論文の執筆の契機は、2005年の障害者自立支援法によって、障害福祉サービスの利用にかかる費用の負担の在り方が、変更されたことにあった。障害者に対する所得保障を考察するにあたっては、障害に起因して生じる特別な費用の保障の在り方についても、検討する必要性は高いと言うことができる。

このような幅広い観点から研究を行うことで、本論文では、障害者への所得保障の在り方について、より多面的で、総合的な検討を行うことを目指すこととした。

【論文の構成】

本論文は、3つの章で構成される。まず、第1章において、日本における障害者の雇用と所得保障に関する法制度の調査・研究を行い、次いで、第2章において、フランスにおける法制度の調査・研究を行った。それぞれの章は、障害者雇用政策（第1節）、社会保障制度による所得保障（第2節）、障害に起因する特別な費用の補償（第3節）で構成されている。そして、第3章において、第1章及び第2章で確認した日仏両国の法制度について、比較・分析を行い、フランスの法制度から得られる示唆を検討した。

【日仏比較から得た示唆】

本論文における研究によって、以下のような示唆を得ることが出来たと考えている。

(1) 障害者雇用政策

まず、障害者雇用政策に関しては、①差別禁止原則と雇用義務とをどのように関係付けるか、②雇用義務（率）制度をいかに強化していくか、③働く障害者への就労所得保障制度をどのように整備していくか、という点に関して、重要な示唆を得ることが出来たと考えている。

フランスは、1990年以降、差別禁止原則と雇用義務制度とを両立させてきた。そして、2005年の法改正により差別禁止原則に「適切な措置（合理的配慮）」概念を導入して以降は、これまでに以上に、差別禁止原則と雇用義務制度とを政策の両輪とすることで、障害者の雇用促進を図ってきた。フランスでは、両制度は、相対立するものではなく、お互いに補いあうものであると考えられている。そして、雇用義務制度によって発生する納付金が、差別禁止原則によって求められる「適切な措置」に係る費用の原資として使われるという点において、両制度は接続している。このような両制度の位置づけ、そして、接続の仕方は、今後、差別禁止原則を導入し、使用者に適切な措置（合理的配慮）を講じることを求めようとしている日本にとって、参考となるものである。

次に、雇用義務制度に関して、フランスでは、使用者に対し、強い障害者の雇用義務を課しつつ、充実した支援を行っていることが判明した。日本では、使用者の障害者雇用義務を軽減する雇用義務制度の運営が見られるが（特例子会社制度等）、障害者の雇用促進のためには、使用者に強い義務を課しつつ、充実した支援を行うことが重要であろう。実際、フランスの障害者雇用率は、とりわけ、2005年法改正の後で延びている。障害者の雇用促進という目的の達成のためには、使用者に対する義務の強化と、支援が必要であると言えよう。

最後に、障害者に対する就労所得保障の仕組みが、フランスでは、整備されていることも、参考となる。一般の労働市場で働くことのできる障害者には、最低賃金が保障されており、使用者には、障害者に最賃保障を支払うための金銭的支援がなされることとなっている。また、福祉的就労の場で働く障害者に関しては、日本では、工賃水準が非常に低く問題となっているが、フランスでは、彼らに対しても、公的な支援によって最低賃金の55～110%が保障される。賃金補填のための財源調達の問題もあるが、働く障害者の就労条件の保障・改善の観点からみて、こうしたフランスの制度は、参考になるものである。

（2）社会保障制度による所得保障

次に、社会保障制度による所得保障（＝障害年金の制度）に関しては、以下のような示唆を得ることが出来た（なお、ここで得られた示唆は、社会保障制度による所得保障のみに関係する示唆ではなく、就労との関係、障害の結果生じる特別な費用の補償との関係においても、重要なものである）。

日本の障害年金の仕組みは、その支給目的が、必ずしも明らかでなく、就労との関係、及び、障害の結果生じる特別な費用の補償との関係が明確ではない状況にある。その結果、就労して十分な所得があるにも関わらず、障害年金を受給出来たり、あるいは、反対に、障害ゆえに就労が出来ていないにも関わらず、障害の程度が軽いという理由等で、これを受給出来ない者が存在することとなっている。また、障害の結果生じる費用については、日本では、障害者自立支援法に基づく自立支援給付によってその9割が保障され、残りの1割を障害者自身が負担しなければならない構造になっている。1割の自己負担分は、1級の障害年金に認められている25%の加算や、あるいは、特別障害者手当によって賄うことになっていると考えることも出来ようが、しかし、

この加算や手当も、ニーズに応じてではなく、機能障害の程度によって支給されることとなっているため、ニーズを有する者に対して必ずしも給付がなされないという問題が存在することになっている。

これに対し、フランスの制度は、働ける者には、最低賃金保障（等）によって「就労所得保障」を行い、労働・稼働能力が減退した者には、社会保障給付（障害年金や成人障害者手当）を支給して、所得保障を行うという構造になっている。フランスでは、就労と社会保障給付との間の役割分担が、比較的明確であると言える。また、日本では、障害基礎年金は一体何を保障する給付なのかが、必ずしも明らかではないが、フランスの成人障害者手当（AAH）は、生活の基本的部分を保障するための給付としての性格付けがなされている。そして、障害の結果生じる特別な費用は、PCH（障害補償給付）によって賄うという構造が見られる。役割分担が明確な制度設計により、フランスでは、ニーズを持ちながら保障されない者の発生が、予防されることとなっている。こうした各制度の役割分担の明確化は、非常に重要であると思われる。

（3）障害の結果生じる特別な費用の補償

最後に、「障害の結果生じる特別な費用の補償」に関しては、この費用を最終的に「誰」が負担するのかという点に関して、フランス法は、非常に重要な示唆を提供している。

日本では、障害の結果生じる特別な費用は、予算不足という障害者自立支援法の制定の背景もあり、障害者自身にも負担してもらうものとなっている。しかし、フランスでは、ペリュシュ判決以降の、障害者に対する高い社会的関心の中で、障害の結果生じる特別な費用は、障害者自身が負担すべきものではなく、社会全体で負担すべきものであるという考え方が採られるようになった（国民連帯による障害補償原則）。こうした考え方は、この費用を補償する制度（=PCH）の設計にも、大きな影響を与えている。すなわち、フランスでは、一定以上の所得を持たない人は、支給上限の範囲内という限定はつくが、自己負担率0%で福祉サービスの利用ができることとなっている。また、その所得の算定において、就労所得や障害年金等は考慮されない。こうした考え方及び制度設計は、参照に値すると言うことが出来る。

【終わりに】

本論文では、障害者の雇用の問題も含めて、幅広い観点から「障害者に対する所得保障」の在り方を検討した。そして、個々の論点ごとに、また、障害者に対する所得保障の在り方を俯瞰したときに見えてくる問題について、それぞれ、示唆を得ることが出来たと考えている。そして、ここに、本論文の意義があると考えている。